

令和8年度脱炭素製品等の需要喚起に向けた検討会（第2回）

令和8年8月19日

【事務局（伊原）】 定刻になりましたので、ただいまから令和8年度脱炭素製品等の需要喚起に向けた検討会を開催いたします。司会のボストン コンサルティング グループの伊原と申します。皆様、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、谷川委員が御都合によりオンライン参加となります。また、委員名簿に記載のとおり、オブザーバーとして、関係省庁様含めて17団体の方々に御参加いただいております、一部の団体様はオンラインでの参加となっております。

本日の検討会はハイブリッドにより開催させていただいております。開催の状況につきましてはユーチューブで同時配信し、動画は会議終了後、議事録公開までウェブ上で配信予定です。

ハイブリッド開催に当たりまして、何点か御協力をお願いいたします。オンライン参加の方は、御発言する際以外はマイクの設定をミュートにさせていただきますよう御協力をお願いいたします。また、御発言がある場合、挙手ボタンをクリックしていただくか、チャットにてお知らせいただきますようお願いいたします。通信の乱れ等、何かございましたら、チャットに御記入いただきますようお願いいたします。また、通信環境に伴うトラブルが発生した場合には、オンライン参加者の皆様にはカメラオフをお願いする場合がございますが、御了承ください。

それでは、初めに、検討会の開催に当たりまして、環境省地球環境局 飯田局長から御挨拶をお願いいたします。

【飯田局長】 8月7日付で地球環境局長を拝命しました飯田でございます。皆さん、よろしくお願いいたします。本日は委員の皆様並びにオブザーバーの皆様におかれましては、御多忙の中、本検討会に御参画いただき、誠にありがとうございます。

本検討会は昨年度から開催しておりますが、これまでの議論を通じ、制度の目的や基本的な方向性について一定の整理が進んできたものと認識しております。特に本年6月に開催した今年度の第1回検討会におきましては、評価の具体的な方法に関して、カーボンフットプリントの削減率とGX製品などの使用という2つの軸によって評価するという点について深く議論いただきました。本日は、今後の運用を見据えて、これまでの議論を踏ま

えながら、少し細かい部分も含めて、より一層踏み込んだ御議論をお願いしたいと存じます。

国際基準への準拠による信頼性の確保と、現場での導入、運営における実用性を両立させて、ひいては確実な需要喚起につなげる実効性のある評価方法の確立に向けまして御知見を賜うことができればと考えております。また、本検討会を通して、最終的な消費者を含めた社会全体におきまして、脱炭素の価値を適切に伝え、行動変容につなげていくことも重要な課題であり、関連施策との連携も視野に入れつつ、引き続き御議論いただければと存じます。委員各位におかれましては、本日も忌憚のない御意見を賜いますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局（伊原）】 ありがとうございます。

それでは次に、本日の資料の御確認です。委員の皆様には、事務局よりあらかじめ電子データにてお送りしておりますが、議事次第にありますとおりの資料となっておりますので、不足等ございましたらお知らせください。

次に、本日御出席の委員の御紹介をさせていただきます。小野室長、よろしくお願いいたします。

【小野室長】 ありがとうございます。環境省脱炭素ビジネス推進室の小野と申します。本日はよろしくお願いいたします。

では資料1、委員名簿に記載されている順に役職とお名前を読み上げさせていただきますと思います。

早稲田大学、有村委員。

同じく早稲田大学、伊坪委員。

日本経済団体連合会、谷川委員。

筑波大学、西尾委員。

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、根村委員。

公益財団法人日本環境協会、藤崎委員。

オブザーバーにつきましては、記載のとおり、関係省庁様、関係団体様に御参加いただいております。

それでは、議事に入らせていただきます。以降の議事進行については、有村座長、よろしくお願いいたします。

【有村座長】 ありがとうございます。それでは、早速議事に入りたいと思います。既

に1回、今年度も検討していて、今回第2回ということになります。

それでは、資料2に基づいて事務局より御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【小野室長】 ありがとうございます。では、事務局より第2回検討会の資料の御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、こちらが本日のアジェンダになっております。

まず、最初に検討会の進め方でございます。今回検討いただいています表示制度につきましては、前回御説明させていただいたとおりでございますけれども、今年度中に制度設計及び運用体制の整備を進めていきまして、2027年度から優先的な市場において、一部試行運用を開始していきたいと考えております。

改めて今回の表示制度についての位置づけをまとめさせていただいております。まず最初に制度の目的でございますけれども、サプライチェーン全体の脱炭素化に向けた重要な方向性、既存製品と脱炭素製品間の価格を小さくしていく、消費者の環境価値プレミアムの支払いを拡大していく、この2つを実現する手段と考えております。特に本制度においては、当面、Bの実現を目標としながらも中長期的にAの実現にも寄与していくことを狙っております。

他制度との連携ですけれども、既に経産省さんのほうでGX製品のB to Bにおける普及をGXフューチャー・リーグで進められているところでございます。我々の本制度において、経産省さんの取組をしっかりとB to Cにつなげていくというところを役割として考えております。

続いて国際ルールとの整合ですけれども、こちら、前回御議論いただきましたけれども、今回の制度、CFPの削減実績をベース評価としておりますので、この観点においてはISOですとかCFPガイドラインとの整合が取れているというふうに考えております。

続いて制度の対象ですけれども、先ほど申し上げたとおり、B to Cを対象としているということから、今回の制度の対象としては、最終製品及びサービスを主眼としております。

また、5番になりますけれども、今回の制度は特に義務化するものではなく、各事業者様の脱炭素の取組の結果、高価格化してしまう製品をより普及させていくための支援の制度と考えておりますので、うまくこの制度を活用していただきたいと考えております。

続いて、前回の検討会でいただいた御意見についてまとめております。今回、こちらの

3つの軸で整理させていただきました。aが評価軸に関してというところで、今回の評価制度、C F Pの削減実績と、あとG X製品の使用有無、この2つで評価することとしておりますので、この観点における御意見ということでまとめさせていただいております。

続いてbにつきましては、取組熟度ということで、例えばC F P削減実績の軸でいきますと、X、Yというものを閾値とするとしておりますので、こういった部分に関する御意見ということでまとめさせていただいております。

cについてはですけれども、C F Pの削減実績を評価する上での基準年の設定の仕方ですとか、あと新製品の定義、こちらの考え方に対する御意見ということでまとめております。

まず、aのところに関する御意見ですけれども、今回全部を御説明するのは難しいので、今後議論が必要なところについて特に御説明をさせていただきたいと思います。

まずaに関しましては、C F Pの算定負荷が懸念事項だというような御意見をいただきました。

続いてbに関する御意見ですけれども、製品、企業、業界間における不公平感への対策が必要ではないかというところですか、または削減率の閾値は業界との意見交換を踏まえて適切な水準感を見極めるべきではないかといった御意見をいただきました。

次にcに関しましては、評価期間は柔軟な設定を許容しつつ、信頼性・公平性を担保する最低限のルールは整理すべきではないか。あと新製品の評価方法ですとか適用パターンについてはもう少し整理が必要ではないかということで、例えば、新製品の定義については、削減貢献量のガイドラインを参考にするというのではないかというようなアドバイスもいただきました。

その他としましては、需要創出においては、今回の表示制度だけではなくて、インセンティブも非常に重要だというような御意見もいただいております。

続いて、前回の検討会の後に、こちらのスライドの右側に示されている業界の方々にも今回の制度に関する御意見を伺いました。その結果についても、同じくa、b、cの観点で整理をさせていただいております。

まずはaのところですが、C F P削減に現れない取組も存在しますということで、例えば、現状の国際ルールを鑑みるとブック・アンド・クレームやマスバランスのようなC F Pの評価が困難な取組も存在するというようなご意見がございました。

次に、先進的な取組ほど排出原単位がないなどC F Pでは評価されないということで、

新素材に関しては排出原単位が現状ないというところが困り事だというような御意見もいただいております。あと、こちらでも算定工数の負担に対しては懸念の声をいただいております。

あとbについてですけれども、今回C F Pの削減実績のX、Yの閾値につきましては、各業界ばらつきはあるものの、おおむね1桁%の削減が現実的な水準ではないかというような御意見を多数いただいております。

今御説明させていただいた御意見に対して、改めて今回の表示制度の考え方を整理してまいりましたので、そちらのほうを御説明させていただきます。こちら、改めて今回の表示制度の御説明になりますけれども、ベース評価としてC F Pの削減実績を評価してまいりたいと思います。さらに加点要素として、G X製品の使用、これを評価しようと思っております。このG X製品につきましては、経産省さんのほうで定義づけられているG X製品にとどまらず、脱炭素に資する取組、例えばリサイクル材の使用とか、こういったものも我々の評価制度の中では対象にしていこうと考えております。

まず、C F P算定の負担に対する対策のほうですけれども、こちら、主に2つの方向性があると思っております。まず1つ目が、昨今C F Pの算定ツールみたいなものもたくさん普及してきておりますし、こういったものですとか、あとA I ツールをうまく活用して効率的に算定していただくというのが1つの対策かと思っております。また、安価な排出係数のデータベースに関する情報を環境省からしっかり提供していくですとか、あと重要項目、リサイクル材等に関する排出係数もしっかり整備していくことが必要かと思っております。

別の方向性としては、業界・製品群ごとにC F Pの簡易的に計算できる共通ルールを策定していただくことが重要だと思っております。

まず、ステップの1つ目としましては、今回全ての製品に表示をつけていただくというものではございませんので、各業界ごとに優先的に取り組んでいく製品をしっかりと明確化していただくというのが必要だと思っております。次のステップとして、その製品群に対して簡易的にC F Pが算定できる共通ルールを検討していただきたいと思います。具体的なC F Pの簡素化については、次のページで事例を書かせていただいております。

こちらは、ノートを作るときのC F Pの算定を事例に書かせていただいておりますけれども、右下のところ、ノートを作る上では様々なプロセスがございます。輸送、裁断、加工という形です。こういった様々なプロセスの中でも、特にデータ入力項目は差別化が必

要な項目にしっかり絞り込んでいくということがまず大事かと思っております。その上で、データ入力の様式は、ふだん皆さんが使われているようなデータを入力することで、自動で活動量が算定できるというような仕組みをつくっていく必要があると思っております。

例えばこの事例で申しますと、右上のところ、種類は上質紙、ロール幅は1メートル、使用長は3万メートルというような数値を入力すると活動量が自動に計算されるというような仕組みを考えております。この上で、残る項目は全てシナリオを設定していくということで、簡易的にC F Pが算定できるのではないかと考えております。

続いて、C F P削減実績について御説明をさせていただきます。まず、X、Yの数字についてですが、今回Xに関しましては、理想的な数値として、S B Tが定めるWB 1.5度目標を採用し、年率4.2%減というふうにしてはどうかと考えております。また、制度の裾切りとなるYの値につきましては、企業の継続的な取組によって達成、削減が期待できる現実的な水準とすることが望ましく、年率1%程度を想定しております。ただ、このYの数字につきましては、様々な業界のヒアリングをしてきたものの、まだまだやはりC F Pの算定ができている製品群が非常に少ないということから、現時点で一番妥当な数字を決めていくことが難しいということもございますので、今後のモデル実証ですとか、28年に予定されていますG H Gプロトコルの改定を踏まえて見直しをしていくことを想定しております。

続いて、加点要素となるG X製品の使用について御説明させていただきます。こちらは前回の資料の再掲になりますけれども、今回G X製品の対象としましては、経産省さんのほうで定義づけられているG X率先実行制限の対象製品、すなわち左下のリストのものを我々の制度でも評価していきたいと考えております。また、我々の制度の中では、このリストに含まれていないものであったとしても、供給側の取組が進んでいて、算定の手法の下地が整っている製品・サービスについても評価していきたいと思っております。

続いて、G X製品をどれぐらい調達すれば加点要素となるかというところに関しましてですけれども、こちらもG X率先実行宣言で掲げられている調達目標を我々としても参照していこうと思っております。こちらの数字は、組織ベースの調達目標ではあるものの、製品単位での調達実績の積み重ねがこの数字につながっていくということと、あと各企業の中でも、特に今回の表示制度をつけるものに関しては、先進的な削減努力をしているものということになりますので、我々としてはこの目標値を採用していくというふうに考えております。

今回、リストにないものに関しましても、調達目標は、率先実行宣言の考え方を参照にしていきたいと思っております、具体的に申し上げますと、政府や業界が掲げる調達目標を満たしているかどうか、調達することで排出量がどれぐらい削減できているか、一定基準以上でG X製品・サービスの投資を行っているか、こういった3つについて閾値が設定されておりますので、我々としてもこれらの数値を参考にしていきたいと思っております。

続いて、C F Pの削減実績量を評価する上での基準年の考え方についてでございます。我々としては、一過性ではない継続的な企業の削減努力を評価するという観点において、評価期間としては1から4年までの間であったとしても一定の削減率、すなわち4年分の削減率を求めていきたいと考えております。例えば年率1%の削減率を求める場合であれば、少なくとも4%のC F Pの削減がなされなければ表示の対象とはしないと考えております。評価期間が5年以上になるケースにおいては、5%、6%という形で増えていくことを想定しております。

こちらは、具体的なC F Pの削減実績の評価事例について記載させていただいております。例えば、左下の事例で申し上げますと、比較対象年と評価対象年、この2つを比較したときに、X%のC F Pが削減されていればゴールドという形になります。あくまでも比較対象年と評価対象年の2点を比較するというふうになっていまして、この間がリニアであるとか、そういったようなことは求めないというふうにしたいと思っております。

続いて新製品の場合のC F Pの削減評価についてでございますけれども、こちらは前回、新製品の定義については、削減貢献量のガイドラインを参照するのでよいのではないかとアドバイスをいただきましたけれども、その観点でアップデートをさせていただいております。例えば排出係数におきましては、I D E Aの係数を使うだけではなく、業界平均ですとか、直近の旧製品モデルの1次データを使うことも認められると考えております。

続いて、新製品の定義についても一定の考え方を示すということで、こちらの下のほうに記載させていただいております。ただ、こちらの事例が全てを網羅できているわけではございませんので、今後の運用状況に応じてアップデートをしていくということを考えております。

まず、新ブランドで発売されるものに関しましては新製品としてもよいと思っております。また、ペットボトル飲料ですとか洗剤のように、容量違いで発売されるようなものに関しても新製品と定義づけてもいいと考えております。あと、仕様変更ですとか機能追加

で発売される製品、例えば昨今タブレット端末も増えてきていますので、ボールペンとスタイラスペンが両方使えるようなペンも増えてきておりますけれども、こういったものなども新製品と定義づけられると考えております。あとは、家電、車におけるモデルチェンジ、こういったものも新製品と扱っていただくというふうに考えております。

続いて、中長期ロードマップとインセンティブ措置について御説明させていただきます。まず、中長期ロードマップについてですけれども、冒頭申し上げたとおり、本表示制度については、来年度から優先製品から実証的に運用を開始していこうと思っております。ここでの実証結果及びGHGプロトコルの改定の結果を踏まえて、X、Yの数字ですとか制度の詳細のほうを少し見直しをしていくということを考えております。また、併せてインセンティブ制度も非常に重要だということで、今年度から販売モデル実証を行っております。この中で消費者の行動変容を促す効果的なインセンティブ制度を検討しております。これについても、今後しっかり制度化していくことを検討していきたいと思っています。

また、この表示制度で全て脱炭素製品の普及を解決することではなくて、既に排出量取引制度というのは本格稼働してきておりますし、化石燃料賦課金も28年度から導入されるということになっております。また、企業間のエンゲージメントの強化も進めているところでございますので、こういったトータルの対策として脱炭素製品の普及を進めてまいりたいと思っております。当面これらの政策で脱炭素製品の普及を進めていく中で、まだ対策として不十分であると考えられる状況においては追加的な措置、例えば規制的な措置、こういったものも今後検討してまいりたいと考えております。

続いて、先ほど申し上げた販売モデル実証にて、効果的なインセンティブ措置を検討しておりますけれども、今検討しているインセンティブの事例をこちらに書かせていただいております。インセンティブ制度については、このモデル実証の結果及び有識者の御意見を踏まえて、今後こういったインセンティブ制度をつくっていくかというのを決めていきたいと考えております。こちらで、事例として挙げさせていただいているのは、例えば消費者に対するポイント付与ですとか、個人カーボンアカウントによる優遇措置、あとは政府・自治体による優先調達、あと補助金みたいなものを挙げております。また、別の観点におきましては、CFPの算定の負荷が非常に高いというようなお声をたくさんいただいておりますので、CFPの算定の支援をしていくということも一つのインセンティブとなり得ると考えております。

続いて、運用方法について御説明させていただきます。今年度中に制度設計及び運用体

制をしっかり構築してまいりたいと思いますけれども、これがある程度固まってきた段階で、事業者の方々にしっかり説明会等、理解活動を進めていきたいと考えております。その上で事業者の方からは、必要な書類等を環境省に提出いただきまして、審査を経て表示をつけていくというふうに考えております。この表示がついた製品につきましては、しっかり環境省側でデータベースに登録しまして、ホームページ等でも公表してまいりたいと考えております。

こちらは運用方法の詳細でございますけれども、例えば2番のところ、審査に関しましては、皆様のC F Pの算定の負担軽減、あとは審査の負担軽減という観点から、現状では証明書類等の検証はしないということを想定しております。また、6番のところ、登録管理につきましても、定期的に登録情報の実態等は確認していく上で、不正があった場合などは登録を抹消するなどの措置をしてみたいと思っております。また7番、制度の更新につきましても、国際ルールの変更等があれば必要に応じて更新をしてみたいと思っております。

私のほうからは以上になります。

【有村座長】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいま説明のありました資料2の論点、新たな表示制度の評価基準に関して、前回の議論で骨格が示され、方向性について確認された事項の中で、特に、今の説明で詳細な説明があった算定負荷の削減に寄与する取組、削減水準、新製品の具体事例、さらに中長期ロードマップ等について御意見をいただきたいと思います。

まずは、私より委員名簿順で指名させていただきます。順番に御発言を頂戴する形式としたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。前回と同じような形になります。まずは、伊坪先生、今回は対面の御参加ということでよろしくお願いいたします。

【伊坪委員】 伊坪です。御説明どうもありがとうございました。大きく3点ほど御意見を申し上げたいと思います。

まず、1つ目は認定のプロセスなんですけれども、製品の対象としているので、当然ボトムアップ的に製品ごとにカーボンフットプリントを評価してと、それを踏まえた形で認定していくというような普通のアプローチになるわけなんですけど、一方で、この認定をより効率よく広げていくという観点に立った場合に、別のアプローチを考えてもいいかなと思っています。

例えば、組織ベースでS B T認証を受けているとか、あとI S Oの1 4 0 6 8 - 1のカーボンニュートラルの認証を受けている、こういったのは組織レベルの認定になるわけなんですけど、その考え方としては、継続的に削減がされて、例えばI S Oだったらカーボンニュートラルが実現すると。一方で、S B Tも継続的に削減スケジュールにのっとって削減されていくというところは確認されていくと。こういったところをベースにして、組織で認定されている組織が提供する製品・サービスというものは、もう少し認定のハードルを下げてもいいんじゃないかなと思いました。

そういった観点で、そうするとS B T認証企業とか、あとI S Oの認定を受けた企業が積極的に参画するということと、これまでの御活動がうまく生かされる、算定の負荷という観点も、これまでのやり方を生かすことができるということで、アプローチとしてこういったところも認めていってもいいんじゃないかと。ただ、全てを認めるというわけにもいけないと思うので、何かハードルを下げるといった形での、例えば組織全体での製品の中で、削減率が高いのと低いのがそれぞれあると思いますので、少なくともバリューチェーンベースでこういった取組で下がっているというのは、第三者認証も受けているということは、その製品に対する認定のハードルを下げることを考えてもいいんじゃないかと思っていますというのが1つです。

2つ目なんですけど、XとYなんですけど、具体的な数字は先ほどS B Tを参考にとというのはそれでもいいかなと思っていますけど、これは確認ですが、21ページはXパーセントとYパーセントと数字が書かれているんですけど、期間がないんです。これは年間の削減率という認識で大丈夫ですかというところの確認です。C F Pの評価は、ライフサイクル全体での評価結果になっていて、期限というのは特に設定されていない。製品ライフサイクル当たりになりますので、なので、ここを年間として捉えていいんですねということのをいま一度確認したいと思います。

その上でなんですけど、今度その認定の中で仮に年間でX%、Y%というところを条件としていきますということで確認ができれば、これは継続的に検証しないといけないということになりますので、例えば、毎年確認をするのか、数年置きに外部認証、外部検証を行うのか、そういったところは運用の中では当然考えていくことになるだろうと思いますので、ここも併せて確認をしていく必要があるかと思っています。

もう1点は、オフセットの取扱いについては、ここでは何ら言及がないんですけど、改めて確認はしておいたほうがいいだろうと思います。カーボンフットプリントのI S O 1

14067、ここではオフセットは含めないことになっているので、CFPベースで進めるといったときに、もうその時点でオフセットは評価に入らないということと認識をいたします。ただ、そこはしっかりと明記するというあたりも必要だろうと思うということと、あともう一つは、CFPの14067に沿ってというところはいいんですけど、そのときに、算定の部分で特に難しいあたりが除去なんですけど、除去量の明示をするというのがISO14067の基本路線であって、LCAの今の一般的なやり方は、製品中のCはカーボンニュートラル前提みたいな形で表示しないというところが多いとか、土地利用についてあまり考えないとか、そういったところが67に沿うという瞬間にマンドेटリーになってくるので、シャル分の対応というところで、CO₂除去の部分と、あと製品中の炭素、これを別枠して扱うというところも、これも14067では明記されています。こういったところを前提に、包括して考えていくということであればそれはそれでいいんですけど、そうなった場合に、例えば、紙とか対象に製品中炭素としてカウントしましょうということになりますので、バイオマス利用製品についてのカーボンフットプリントの扱い方というところについては、これまでとは異なるというか、67にしっかり沿った実施というところを徹底していく必要があろうかと思います。こういったあたりも、併せて議論がされていくんだろうと思っています。

あと最後、認証の部分なんですけど、運用で、認証の部分はどうしても、企業にとっては負荷になる、費用負担になります。一方で、欧州の指令等あたりのバランスも考える必要があって、最近の消費者エンパワーメント指令とかですと、かなりカーボンニュートラルに対しては厳しい扱いをしているということと、あと、グリーン主張指令の中では認証は第三者が基本になっていますので、自己主張が大分欧州では厳しくなってくると思います。そうしたときに、CFPの結果の自己主張というあたりをどこまで認めるのかというところも運用の部分では重要ななと思いました。

以上です。どうもありがとうございます。

【有村座長】 ありがとうございました。

続きまして、谷川委員、オンラインで御参加でしょうか。

【谷川委員】 ありがとうございます。

【有村座長】 よろしくお願いします。

【谷川委員】 先ほどの御発言とも関連しますが、事務局資料の19ページにおきましては、目指すべき削減水準として、X、Y%、いずれも年率と書かれております。26ペ

ージを御覧いただきますと、例えば評価期間が4年以内の場合、4年相当のXまたはY%の削減を求めるとされております。文章上では4年相当と書かれておりますけれども、例えば図では、4年間あるいはそれよりも短い期間で1年分の削減率を達成するようにも見えるところです。誤解がないよう、念のため正確な趣旨を御説明いただければと思っております。

また、このラベルの意義、各グレードの根拠やその違いにつきまして、消費者にどのように訴求をするのかという点が気になっております。CFPであったり、GX製品の活用が組合せで評価されますが、消費者にはなかなか伝わりにくい部分もあるかと思っております。マーケティング的な視点で、各グレードの意味する内容を消費者や事業者に対してどのように伝えて、それを需要や購買につなげていくのか、現時点でお考えがあれば伺いしたいと思います。また、今後この実証におきましてもぜひ御検討をいただきたいと思います。

中長期ロードマップとインセンティブ措置につきましては、30ページに御記載をいただきましたとおり、2030年を見据えると、極めて差し迫った課題であると認識をしております。本検討会で繰り返し申し上げてまいりましたとおり、また、昨年度のバリューチェーン検討会の中間取りまとめも踏まえますと、脱炭素製品市場の創出に向けまして幅広く政策措置を検討し、市場の中で優れた排出削減価値を有する製品が適切に評価をされ、調達、購買されるよう社会に定着させていくことも重要だと考えております。投資家や事業者を含む多様なステークホルダーの参画の下、市場の実態を踏まえたインセンティブ措置がモデル実証と並行して速やかに検討されることを強く期待いたします。環境省として、各業種、製品の特性などを十分に踏まえるとともに、各省庁の取組をリード、集約いただければと思います。

今後の運用方針に関して、33ページに記載の審査プロセス、登録プロセスにつき「当面は証明書は検証せず、提出情報に基づき審査予定」とありますが、17ページに記載のとおり、グリーンウォッシュの懸念は評価方法によって十分排除できるとお考えなのか、確認をさせていただきたいと思います。今後、本制度の導入対象拡大に当たりましては、各業界における既存の各種制度などとの整合を担保する観点から、各業界の意見を十分踏まえていただきたいと思います。

以上です。

【有村座長】 ありがとうございました。

続きまして、西尾委員、お願いいたします。

【西尾委員】 3点申し上げたいと思います。

まず1点目は、先ほど伊坪委員のほうから国際ルールを含めていろいろな制度について御紹介いただきましたけれども、私も前回から申し上げているように、類似の制度をうまく活用できるような制度にしていきたいと思います。その理由は、企業は既にある類似の制度に基づいて環境対応の見える化等の取り組みを推進しているからです。この点は、企業の負担や本制度への取り組みやすさという点でも重要だと考えます。ただ、その場合には当然、各制度間の整合性のチェックが不可欠で、適切な読み替えが必要となります。

なお、今回の制度の優れた点は、GXリーグの取組等の既にメーカーとサプライヤーによる協働や取り組みを加点要素として取り入れる点です。これは特筆すべきことと思います。それを進めていただくことによって、脱炭素型の商品のサプライチェーン全体の川上から中間ぐらいまでの環境負荷低減的な取り組みの推進にもつながるだけでなく、参加企業側のインセンティブにもなると思います。また、今日のお話だと、GXリーグとだけでなく、例えばリサイクルの推進といった他の取り組みも本制度に積極的に取り入れていこうということのようですが、各取り組みの粒度の違いも含めて、適切な読み替えを行っていただきたいと思います。

2点目は、インセンティブについてです。今回の制度は、最終的にはB to B to Cを対象としており、最終商品に対する消費者の受容性を高めることを目的としていると伺っております。その際、消費者のインセンティブとは何でしょうか。それは、本制度を通じて消費者にどのような行動変容を期待するかによって異なります。たとえば、消費者に価格は高いけれどもゴールド商品を自主的に選んでもらうことが目的なのか、まずはこの制度を知ってもらい、参画している企業やサプライヤーの取り組みを理解してもらうことが目的なのかによっても、消費者向けのインセンティブは異なります。

その際、従来よく使われてきた民間のポイント制度を導入するという手段も考えられますが、ポイント制度は原資の切れ目が制度の終わりみたいな、これまでの失敗経験が繰り返えされないことを求めます。もし、ゴールド商品やシルバー商品へと買い替え受容を高めることが目的なのであれば、エコカー減税のように、税や政府の補助金制度と連動して、その対象がゴールド商品やシルバー商品であると位置づけた方が、消費者には理解しやすい

く、受容性も高くなると考えられます。このように位置づけられれば、本制度に取り組むメーカーやサプライヤーのインセンティブにもつながるものと期待できます。どんなインセンティブを誰に対して付与するかについては別の委員会マターかもしれませんが、本制度の普及・拡大のために、ぜひともインセンティブ制度と連動させながら、この制度設計を進めていただければと思います。

長くなっているので最後は簡単に。制度を進めるにあたっては、インセンティブだけでなく、グリーンウォッシュを起こさないようにすることが重要だと思います。特に、ヨーロッパでは、ラベリング制度においてもグリーンウォッシュへの対応が厳しく求められております。本制度においてもその点への対応も含めて推進していただければと思います。以上です。

【有村座長】 ありがとうございました。

続きまして、根村委員、よろしくお願いいたします。

【根村委員】 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の根村と申します。よろしくお願いいたします。詳細な説明をいただきまして、ありがとうございました。その中で分からなかったことや意見など、幾つか申し上げたいと思います。

まず、伊坪委員からお話がありましたが、オフセットの扱いをどうするかはやはり検討しておいたほうが良いと私も感じております。オフセットするためには、カーボンフットプリントを計測していると思うんですけれども、何でオフセットするかは素人的にはよく分からない部分なので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、カーボンフットプリントの削減実績を大きな評価軸にするというところです。これも素人レベルの理解で誤解があったら御指摘いただきたいんですけれども、カーボンフットプリントですから、製品ベースで削減率というのは出ると思います。それと年度ごとの削減率の組合せがよく分からないというか、年度と製品のモデルチェンジとかが合致するとうまくいくと思うんですけど、いかない場合、削減がうまく数字として出てくるのかなというのがすごく疑問に感じているところです。 次にもう1点、GX製品等の使用の加点部分ですが、同じグレードでいいのかというのが素人的には感じるところです。ベース評価がゴールド、シルバーとか、そういう評価ですよ。全然違う評価軸なのに加点して、シルバーだったのをゴールドにしちゃうというそういうのが果たしていいのか。ゴールド、シルバーというものに対して、例えばプラス1、プラス2とか、違う表し方というものもあるのではないかと感じております。

それから、そこに関連するんですけども、シートの23ページを見ますと、企業の調達目標を製品における調達実績として評価するということになっていますよね、そうしますと、製品をつくって販売している企業はグループ会社だが、例えば本社というか、GX宣言をしている会社とは厳密には違うこともあるでしょうから企業の範囲ということを確認しておく必要があるのではないかと思います。これも素人考えなので、実は厳密に整理されているのかもしれませんが。

最後に、消費者のコミュニケーションのところなんですけれども、恐らくなんですが、消費者にとっては脱炭素製品というものと既存の環境配慮製品の違いがなかなか分かりにくいと思いますので、そのところを分かるように、どう分かるようにすればいいのかってそこも難しいと思うんですけども、していただくと購入というところにつながっていくと思っています。製品の環境状況を開示しているような団体さんもあるかと思いますが、そういったところにうまく載せていけるのか、そこら辺も分からないんですが、非常に混乱する可能性があるということはもう皆さん共有されていると思うんですが、申し上げておきたいと思います。

以上となります。

【有村座長】 ありがとうございました。

それでは、お待たせしました。藤崎委員、よろしくお願いいたします。

【藤崎委員】 ありがとうございます。日本環境協会エコマーク事務局の藤崎でございます。私は、この案で実際に走らせてみることで良いのではないかと感じていたところです。

基準値の設定につきましても、私どもがエコラベルの基準を設定するときも、例えば電化製品のようなものでしたら、メーカーさんが市場でエネルギー消費効率などをつぶさに開示されていますので、そういったデータを集めて、市場の全体像を把握することが可能なのですが、全く新しい分野で、例えば再生材の基準をつくろうみたいな場合ですと、ベンチマークになるものがないので、こうした社会的に一定のコンセンサスが得られている目標値に整合させるというのは考え方としては良いのではないかと感じていたところです。

それで、私のほうから、少し目線が違うかもしれないのですが、これを実際走らせてみて、将来見直しが来るとしますので、少し将来的な視点から意見をさせていただきます。

5ページに、既存の製品と脱炭素製品間の価格差縮小というものがあって、これは中期的な課題だということで整理されておられますが、それはそういうことではないと思うのです

が、価格差を縮めようとする、大きく2つやり方があるかなと思っております。1つは量産によるコストの吸収ということで、脱炭素製品の販売量が増えると固定費が薄く広く伸ばされますので、単価を下げるということになるのだらうと思います。

2つ目としましては、価格差がどこから生じるかというと、当然、新規の設備投資であったり、素材の調達のコストや算定工数といったものになると思うのですが、このうち設備投資につきましては、設備の稼働率が高まると当然、投資の回収が進むので、製品1個当たりのコストの負担が下がるというふうになるのかなと思います。こういった考え方に立ちますと、事業者さんが1種類だけの脱炭素製品をつくるよりも、同じ設備を活用して同じ商品のラインナップを広げていただくほうが、その設備全体の稼働率が上がるので、製品単価を早く下げることができるのではないかと思います。

それを具体的にこの認証制度に落とし込んでいきますと、例えば、事業者さんがより多くの製品バリエーションを登録するほど、削減率の基準値が低く、優遇して適用されますとか、一定の投資を行った設備で複数の製品バリエーションを生産しているような場合には、1つの製品の削減率が基準値にいかなくてもバリエーションで合算できるとか、そういったやり方もあるかもしれません。あるいは、単純に申請費用をボリュームディスカウントできるとか、そういった後押しをする立てつけもあり得るのかなと思っていたところです。

そういう基準を示すことによって、脱炭素製品のラインナップを拡充することは偉いんだ、評価されるんだというメッセージが認証制度としても出せるのかなと思いましたし、あまりこういうことを言うてはいけないかもしれないですが、新たなことを始めようとする時のあるあるだと思うのですが、自社のフラッグシップの製品だけを登録して、それでいいやというふうになってしまわない工夫みたいなものも考えられたほうがいいのかと感じたところです。

以上です。

【有村座長】 ありがとうございました。事務局に御回答いただく前に、私のほうからも1点だけ質問をさせていただきたいと思っています。伊坪委員、根村委員からカーボンオフセットの話が出たと思いますが、私は排出量取引とかカーボンクレジットの研究と検討に関わっています。さらにグリーン調達にも関わっていて、研究をしています。グリーン調達製品の中でカーボンオフセットプリンターとかあって、CO₂を削減する、ゼロにするような製品のためにカーボンクレジットを使っているようなものが認定されたように

認識されてます。そちらでは、カーボンクレジットを活用して脱炭素製品として推奨しているというのが多分環境省内であると思われるので、その辺りの取り組みとここでの取組との整合性とかについて御確認いただきたいというのが私の質問でございます。その質問も取り込んでいただきまして、各委員からの御質問に対して事務局より御回答いただければと思います。

【小野室長】 ありがとうございます。様々な御意見、また、非常に参考になるアドバイスをいただきました。ありがとうございます。

まず、X、Yのところ、少し混乱するような書き方になってしまったかなと思うんですけども、皆さんの御質問の御回答になっているかどうか分からないですけれども、今回、X、Yにつきましては、年率4.2%及び1%というのを一旦仮で決めさせていただきたいと思っております。一方で、比較対象年に対して評価期間が、例えば1年、2年、3年のケースであったとしても、少なくとも4年分の削減率は求めたい。なので、例えば年率1%のケースでいくと4%は削減しないと表示の対象とはならないと考えております。なぜ4年分にしているかというところに関しましては、前回は御説明させていただいたことの繰り返しにはなってしまうんですけれども、基本的には製品のモデルチェンジをしたときに、材料を置換するというのがC F Pの削減については大きな対策になるかなと思っております。ですので、しっかり製品モデルが切り替わるタイミングで大きな削減を求めたいということから、こういった形で4年分というのを一旦置かせていただいている。もちろん製品モデルのライフサイクルというのは製品群によってまちまちだと思うんですけれども、一旦4年分とさせていただいているというところが背景でございます。

あと、オフセット等に関しては、私も先ほどの有村委員のコメントも含めて、全体像を把握し切れてないところがございますので、基本的にはI S Oの考え方に沿った形にはしていきたいものの、一度、この後、環境省内で確認をしてまいりたいと思っております。

あとは、今回の表示をどのように消費者に理解してもらうのかというところでございますけれども、こちらまさに今年から始めている販売モデル実証のほうで進めておりまして、例えば前回の検討会でも日本総研様のほうから、減C O₂（ゲンコツ）プロジェクトの御説明をいただきましたけれども、ああいうような形で、もちろんゴールド、シルバーという表示だけではその中身は伝わりにくいところもございますので、しっかりそういったところで、学校教育だけに限らず、いろんなところでしっかりこの表示の意味するところを理解していただくような場はつくっていききたいと考えております。

あと、様々な表示制度との混乱を来すのではないかというところについても御意見をいただきましたけれども、やはり今回一番違うのは、経産省さんのGXフューチャー・リーグと連携させていただいているんですけれども、どうしても脱炭素化によって価格が上がってしまう製品をいかに売るかというところ、それが大きな目的になっているというところがほかの表示とは違うところなのかなとは思っております。ですので、そういったところをしっかりと支援できるような仕組みとして整備してまいりたいと考えております。

あと、グリーンウォッシュについても、何がグリーンウォッシュになるのかという境目が非常に難しいところもございます。一方で多くの業界からは、負担に対する懸念事項もたくさん声をいただいているところがございますので、グリーンウォッシュになるかならないかというところと企業様の負担、そのバランスをどこで取るのが一番ベストなのかというのは、もう少し我々としても検討していく必要があるかなと考えております。この辺りも、引き続き我々のほうでもトライ・アンド・エラーで進めながら皆さんの御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あとは、CFPが低いのに加点要素でゴールドとしてしまうところはどうなのかというところに関しましても、確におっしゃるとおり難しいところかなと思っていて、今回もともと脱炭素化によって高価格化してしまう製品をいかに評価していくかというところにおいては、GX製品の使用有無というのはしっかり評価していく必要があるものの、では、この2つの軸の重みをどうつけるのかというのは非常に難しい課題かなと思っています。ただ、繰り返しにはなりますが、この制度、あくまでもやはりGXフューチャー・リーグとの連携を考えておきまして、脱炭素化によって高価格化してしまう製品を売っていくということもありますので、GX製品の使用有無についてはしっかりと評価してまいりたいと考えております。

一旦、私のほうからは以上でございます。

【有村座長】 小野室長、ありがとうございました。一応委員の方の御発言は一巡しましたけれども、追加で御発言を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。もしいらっしゃればネームプレートを立てていただきたいと思いますし、オンラインの谷川委員は挙手ボタンをクリックしてお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、藤崎委員、よろしくお願いいたします。

【藤崎委員】 ありがとうございます。時間もあると思いますので簡単になんですけど、先ほどのグリーンウォッシュの話とも絡むのですが、この制度の対象となるのは日本国内

で販売される製品のみということで考えてよろしいでしょうか。というのは、輸出のものを認めると、先ほどの欧州の規制の直撃ということになるので。

【小野室長】 基本的には国内の製品だけと考えております。

【有村座長】 ありがとうございます。

伊坪委員、お願いいたします。

【伊坪委員】 御回答ありがとうございます。僕、お伺いしたのは3点なんですけど、1点目の部分についてお答えいただけてないかなと思っていて、認定のプロセスの部分で、ボトムアップでC F Pの算定をというところから入る場合と、トップダウンで組織レベルで外部認証を受けている場合については、もう少しアプローチを変えた形でハードルを下げるような形での認定もあり得るかと思ったんですけど、そこについてはコメントをいただけますか。

【小野室長】 ありがとうございます。こちらのほうも、まさにおっしゃるとおりかなと思っておりまして、ほかの方からもたしか、ほかにも表示制度があるので、そういった表示制度で評価されているような活動もしっかり織り込んでいくのがいいのではないかという御意見をいただきましたけれども、そういった形で、既にS B Tですとか、あとほかの認証制度、例えば、EPDですとか、そういったもので評価されている部分に関しては、そこをうまく活用しながら、この制度の中でも評価していくというふうにすることによって、企業の負担を軽減していくということは考えてまいりたいと思っております。

【有村座長】 ありがとうございます。オンラインのほうもないですかね。

それでは、私のほうからもちょっとコメントさせていただきたいと思います。これまでの第1回の議論とか、様々な議論の中で出てきたものを事務局で取り上げていただきまして、ありがとうございます。G X製品の使用を仮定するとか、あるいはリサイクルのことも考えると、あと、事業者の方の負担を考えて簡素化するとか、様々な取組が取られていて、非常にまとまっているのかなと思いました。

その上で、まず今の時点では、基本的にこの方向でいろいろ具体化してやっていくということが大事なのかなと思っております。この取組は、まず第一段階としては、先進的な企業が何か取り組もうとしているのをお手伝いするとか、アシストするというような側面から始まっていくところが大事だと思います。ぜひそういった先進的な企業を巻き込んで具体化を進められてやってみることが現時点ではとても大事だなと感じております。これが1点目です。

2点目は、先ほどから局長のお話でもあったかと思いますが、小野室長のお話でもありましたけれども、この取組は今政府全体で取り組んでいるGXの一環として捉えることができている、経産省さんのほうでB to Bの取組を進めていると。環境省ではB to Cに取り組んでいるというようなところだと思うんです。そのためにラベルをやっていくところだと思うので、そこは非常に政府内で一貫性がある、かつ補完的になっていて非常に全体的なバランスが取れているいいなと思っております。

一方で、多分経産省の今の取組でカーボンプライシング、炭素価格は十分に高くないんだということが1つ課題であって、B to B製品の中でCO₂をたくさん出しているような製品がうまく、それを脱炭素製品にしたときの価格差が大きいというのが1つ大きな課題になっているというのが大きな課題だと思うんです。今の枠組みが始まったときに、一足飛びにB to BのCO₂の排出の大きい製品というものにすぐ結びつかない可能性もあるというのが現実的なところなのかなと思うので、そういったところに関しては、何らかのインセンティブを議論していくことは必要になってくるのかなと思います。

もし炭素価格が十分に高くなっていけば、多分そういうふうによく回っていくんだろうと思うのですが、しばらくそうでもなさそうだというのが、実際の私も関わっていた委員会のほうでのこの5年間の価格設定なので、そのところを意識しながらCO₂集約的な材についても、この枠組みが機能するようなことを考えていくというようなことも大事なかなと思っていますので、一応コメントさせていただきました。

最後、消費者目線で言うと、既存ラベルとの違いというのが大切だと思います。消費者は、混乱する可能性もあるかもしれません。政府がやっているラベリングだけでなく、民間事業者の方のラベリングがもう、西尾先生の前で言うのもなんですけど、たくさんありますので。西尾先生、また一言ございますか。

【西尾委員】 すいません、まとめようとされているところで恐縮ですが、今日が本制度に関する委員会の最終日と伺っていますので、最後にもう一つ言わせてください。今、有村委員長もおっしゃられましたけれども、インセンティブについては、さまざまなステークホルダーを巻き込んで、具体的に検討してほしいと思います。

先ほどの私の発言で、消費者の受容性を高めるためのインセンティブの話をさせていただきましたけれども、すでに上梓されつつあるエコプロダクトに対する消費者の受容性を高めることが目的であるのであれば、購買場面での消費者向けの直接的なインセンティブを検討する必要があると考えます。その場合、メーカーだけでなく、小売店舗や流通の役

割、すなわち、流通の取扱い比率や小売店頭でのセールスプロモーションも含めたコミュニケーション戦略等も消費者の受容性の向上において重要な役割を果たしますので、この点についても検討してほしいと思います。一方で、本制度を通じて、これまでのエコプロダクト開発の延長戦ではなく、カーボンニュートラルに向けたトップランナー的なエコプロダクトの新たな創出を目指されるのであれば、新たなイノベーティブな技術開発やサプライチェーンの構築が求められます。企業の戦略だけでなく、業界全体での協業も不可欠になり、それを動かすための政府からの援助も含めたインセンティブ設計が求められるでしょう。何が言いたいかというと、本制度が何を、どの程度の規模のものを目指すかによって整備すべき体制やインセンティブ設計も異なるということです。本制度が何を目指されているか、今後どのようなステップを踏んで進められるのかについてぜひ教えていただきたいと思います。

以上です。

【有村座長】 西尾委員、ありがとうございました。

杉井課長よろしく願いいたします。

【杉井課長】 ありがとうございます。谷川委員からもインセンティブの話をいただいていて、西尾委員からもいただいております。現状の35ページ、36ページの表の中では、消費者を交えた検討をしていくというような表現をさせていただいておりますけれども、まさに先ほど谷川委員からお話があったように、2030年というのは、もう少し先のように見えて、もう大分近づいてきたという状況もありますので、少しギアを入れてこのインセンティブという部分は検討しなければいけないと思っています。

まさに西尾委員が今おっしゃったように、インセンティブは2つの側面がありまして、B to C製品に限った場合、まず、何がターゲットなのかというのがまだ分からない状態だったのを、まずは今回、この表示制度、評価制度をもって一つ、我々が販売を促したい製品をしっかりと明確にしていくというファーストステップをさせていただきました。その上でおっしゃるように、これからも量産効果があったとしても非常にまだ高い状況が続くという部分が多い中で、いかにしてこれを消費者に、1つは認識していただくというファーストステップが重要ですが、さらに手を取っていただいて購入していただくというところに持っていくためには、当然ながら認知だけでは難しいというところがありますので、そういう意味では、最終的には多分、一定程度の制度ですとか、あるいは、先ほどもお話があった減税のようなものですとか、あるいは補助金のようなものですとか、そう

いったものもセットでないと進まないと思っています。

ただ、そこまで持っていくためには、ターゲットの製品が一定程度、先ほど藤崎委員からもお話があったように、ラインナップが増えないと、減税とかそういう措置も起こしにくいというところもあるので、そこを並行して考えつつやっていかなきゃいけないというところはあると思っています。なので、結構複雑な法的マトリックスをいろいろ検討していかなきゃいけないと思いますし、先ほども話があった投資家の判断とか、それを投資家として選んでもらったり、あるいはマーケットとして積極的にアピールしてもらうという環境を整えるためにはどの程度のものが要かという観点も重要だと思っていますので、そういう意味で、もう少しそういう関係者も含めた形での検討の場というのは、少なくとも年度内に少し、今まさにこれから、この製品に類似する小売実証もやるので、そういったものの一部知見も生かしながらやらせていただく必要があるのかなと思っていますので、そこは、現時点でいつからやりますということはまだ、我々もこれから準備するのでという状況ではありますけれども、そういう意味では、比較的時間はあるようでないと我々も認識しておりますので、対象製品を増やしつつインセンティブをつくるって複雑で結構難易度が高い部分でありますけれども、そこは並行してできるように取組をさせていただきたいと思っている次第でございます。なので、まさにいただいた意見はその部分だと思っていますので、そこはそういう形で進めさせていただきたいと思っています。

【有村座長】 ありがとうございました。

では、小野室長もよろしくお願いいたします。

【小野室長】 ありがとうございます。まず、炭素価格だとなかなか解決しないというところに関しましては、おっしゃるとおり、炭素価格を含めおのおのの制度には、メリット、デメリットがありますので、1つの制度で解決するというのは難しいのかなと思っています。ですので、今回この表示制度というのも、もちろん全てが万能な制度ではなくて、これもデメリットがあります。ロードマップに書かせていただいているとおり、複数の制度をうまく組み合わせながら、おのおのの制度のメリットを最大限生かしていくような形で普及を進めていきたいと考えております。

あとインセンティブについては、流通でのインセンティブみたいな話もございましたけれども、おっしゃるとおり、特に我々、金銭的なインセンティブだけを考えているわけではなくて、いわゆる行動変容を起こすためのトリガーには金銭価値以外のものもございしますので、今回の我々の販売モデル実証の中では網羅的に、様々なそういうトータルのトリ

ガーに対して取組を進めていこうと考えております。また、対象の切り口も消費者だけではなくて、流通、小売ですとか、こういったところに対するインセンティブも含めて検討しているところではございます。ですので、現時点ではまだ具体的にお話しするのは難しいものの、基本的には網羅的に、どこが本当に効くのかというのを見極めるという形で進めていっているところでございます。

【有村座長】 ありがとうございました。

三浦補佐、よろしくお願いします。

【三浦補佐】 環境省の三浦と申します。何点か補足で御説明をさせていただければと思います。伊坪先生からいただいた組織ベースの取組をどう落とし込んでいくのかというところは、継続的な取組を評価していくという観点においては、今回我々が制度設計しているところと考え方としては非常に近いところがあるのかなと思っております、将来的にはそういったところも見据えてやっていく必要があるんだろうなと思っているところでございます。

一方で、組織ベースでの評価軸というものをうまく製品単位で互換性をしっかりと確認していくといったようなプロセスも必要かなと思っております、そういった観点から、まず、今回お示ししているようなボトムアップで事例をつくり上げつつ、そういったニーズがどこにあるのかといったところも踏まえながら、その部分の簡素化、そういった組織ベースの考え方をうまく取り込めるのかといったような検討は行っていきたいなと考えているところでございます。

あと、オフセットの考え方で幾つか御意見をいただいていたかなと思っております、今回の検討の発端としては、C F Pを下げていくというところはもちろんそうであるんですけど、C F Pの下げ方というところについても、G X製品をはじめとした材料の転換によってなし得るところが大きいだろうと考えております、最終的にはそういったところを狙っていききたいなと思っておりますので、ここの部分は政策目的の違いのところもあるかなとは思っておりますけれども、今回の制度の中でそういった材料転換、燃料転換といったところを狙っていくといったところから、オフセットという手法ではなくて、そういったところを狙っていききたいといったところで、基本的にはまずオフセットではなく、ほかの手段で達成をしていただくところを評価していきたいと設定をさせていただいているところでございます。

3点目として、C F Pの削減率とG X製品等の使用の2軸があるところに対して、評価

の仕方として同一の評価の仕方でもいいのかといったところの御指摘が根村先生からあったかなと思っておりまして、ここのところについては考え方がいろいろあるかなと思っておりますけれども、評価する軸と表示する軸を一致させるべきかといったところかなと思っておりまして、その部分を一致させることによって、評価の妥当性だったり評価軸の正確性といったところで訴求しやすくなるという側面はあるかなと思っておりますけれども、一方で、商品を買う消費者の目線に立ったときに、より難しくなってしまうのではないかとといったような懸念も生じ得るかなと思っております。その部分のバランスを考えて、今回提示をさせていただいているような、評価軸としては2つあるけれども、グレードとしては1つといったような設定を取らせていただいております、実際に商品につける場合でのグレードとしてはこういった形で統一をさせていただいているところではあるんですけれども、実際我々のほうで申請いただいて登録する製品をリスト化していくようなことを考えておりますので、その中で、加点要素によってゴールドになったのかそうでないのかというところは分かるような工夫も運用の中ではできるかなと思っておりますので、いただいたところも踏まえて、運用の細則を決めていく中で、そういったところがしっかりと懸念が払拭されるような取組ができればと思っておりますのでございます。

また、期間の取り方についても、1年間の捉え方というのが必ずしも4月始まり3月終わりでないところも計上時間としてあるかなと思っております。期間の取り方というところも、基本的には1年での評価という形にはなりますけれども、ある程度柔軟にできるような形で運用はしていきたいなと考えているところでございます。

少し補足事項が多くなりましたが、以上となります。

【有村座長】 ありがとうございます。

それでは、本日御出席のオブザーバーの団体の皆様からも御発言御希望のある方があれば御意見をいただきたいと思っております。オンラインの方は挙手ボタンをクリックしていただき、会場参加の方はネームプレートを挙げていただいておりますが、ちょっと見えにくい面もあるので手を挙げていただければと思います。あちら側が幾つか挙がっていますね。じゃ、この順番で行きましょうか。鉄鋼連盟、自工会ですかね。すみません。事務局から順番があつたので、1番、鉄鋼連盟さまで2番が日化協さまで、3番が自工会さまの順番をお願いします。

【日本鉄鋼連盟】 発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。日本鉄鋼連盟でございます。

説明いただきまして、誠にありがとうございます。特にインセンティブ措置の話、30ページにも、今回、資料にも入れていただきましたし、後半の議論ではインセンティブ措置が大変重要であるというところの認識も深められているということを聞きまして、大変心強く思いました。

ただ、やはり実効的な脱炭素になるべく早くつなげるということからしますと、有村先生からも御指摘いただきましたように、インセンティブ措置については、我々のような、CO₂集約材の脱炭素につながるようなインセンティブ措置というのもしっかり議論していただくということが極めて重要だと思っていまして、当然、表示とか評価とかということも重要だとは我々は思っているんですけども、その出口でちゃんとそういうものを選ばれるようなインセンティブ措置というものがないと意味がなくなってしまうという点からしますと、時間軸もありますので、早く議論を始めていただくということで、表示、評価と並行して、このインセンティブ措置の議論をしていただくということをお願いしようと思っていたら、まさに杉井さんからそういうことをやっていただけるというお約束をいただきましたので、大変心強く思いました。政府の戦略にも、2030年、300万トンのグリーンスチールという市場をつくるということもうたわれてございますし、そういったものと合うような規模感のもの、対象の製品、時間軸ということでぜひ検討していただきたいということを考えますと、28ページとか31ページで明らかにしていただいたような施策よりはもう少し強度を上げたもの、それから急いでいただくということをぜひお願いしたいと思っています。

鉄は2030年に1兆円超の投資をするということを決めて、もう実際、設備を造り出しているということでございまして、それを決めたときは、まだ需要がちゃんと形成されるということを確信は持てなかったんですけども、非常に足の長い事業になりますので決めざるを得なかったという中で、もう2030年には300万トンを超える非常にコストの高いグリーンスチールが出てまいりますので、それを買っていただけるような状況にならないと、次の脱炭素投資はもう打てないという非常に差し迫ったところがありますので、どんな施策になっていくのか分かりませんが、ぜひ今御議論いただいたような施策をしっかり議論いただいて、早急に始めていただけると助かります。

すみません、長くなりました。

【有村座長】 ありがとうございます。

次は日本化学工業協会さまからお願いいたします。

【日本化学工業協会】 ありがとうございました。これだけの短期間の間にこれだけの枠組みを作り上げて頂いたことに感謝いたします。私ども化学業界というのは、先ほど有村座長から、インテンシブなカーボンプライスの重要性のお話が出ましたが、炭素の塊であるプラスチックは否応なくたいへんな高級品にならざるを得ません。結果として、現在のような大量に安く手軽に使えるようなものというプラスチックは本質的にあり得なくなってしまう、多少のインセンティブを貰って製造コストを下げたところで焼け石に水で、プラスチックを今までのようにじゃぶじゃぶ使って機能向上、といった使い方はできなくなります。そうすると今回の制度は改良・改善でCO2排出とコストを同時に下げていくという話ですけれども、本来目指すべきところは、使い方とか考え方から、設計のところから本質的に変えていかないといけない。本来カーボンフットプリントなりLCAによって情報を皆で共有する意義は、そこでイノベーションにつなげていくことではないかと思っていますので、我々としてもそういうスタンスでこれから臨みたいと考えています。その時にこの制度だけではプラスチックの需要が劇的に減少するのを我々は指を咥えて見ているだけ といったことにもなりかねません。

ですから、この場でも、登録を促進する仕組み作りの議論もありましたけれども、その際算定の仕方を簡素化や効率化するだけでなく、オープンイノベーション的な、バリューチェーン全体が繋がって、プラスチックのもっと有効な使い方や機能向上を通じて機能・コストはそのまま劇的に環境負荷が低減できるような画期的な新製品を開発して行くことを持続的に実施することが本来あるべき姿だろうと考えています。今の改良・改善でGX製品を作ってそれを評価するだけでは必ず削減は行き詰まりますので、オープンイノベーション型のGX製品開発の制度も作ってこれにどうつないでいくかというところを改めて、これは別の枠組みになるかもしれませんが、考えていただければと思っています。

以上です。

【有村座長】 ありがとうございました。

続きまして、日本自動車工業会様から御発言いただければと思います。

【日本自動車工業会】 本日は、表示制度の評価基準、具体的な御説明をいただきまして、ありがとうございました。本検討会の議論をオブザーバーとしてずっと拝聴してきました、評価表示制度の基準を策定するという必要性は理解しております。

一方で、今回お示しいただいている評価基準の適用のしやすさについては、やはり各製品群で大きく異なってくるかと思っております。経団連の谷川委員からもコメントいただきましたけれども、本評価制度をどの分野の製品群から展開して、将来的にどこまでを対象とするかについては、その製品が持つ特徴であったり既存の環境／省エネ基準制度との整合、そしてそれぞれの業界内におけるＣＦＰ算定ガイドラインの策定状況等、また、公平性確保などについても考慮する必要があると考えております。何を対象とするかについては、引き続き慎重な御議論をさせていただきますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

【有村座長】 ありがとうございます。

続いて、オンラインで挙手を希望されている団体に御意見をいただきたいと思います。順番は、最初にジャパンサステナブルファッションアライアンス、次に定期航空協会、3番目にサステナブル経営推進機構という順番でお願いしたいと思います。

それでは、サステナブルファッションアライアンスさん、どうでしょうか。ありがとうございます。

【ジャパンサステナブルファッションアライアンス】 ありがとうございます。ジャパンサステナブルファッションアライアンスです。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。本日、1点目は私から発言をいたしまして、その後、別のもう1名より発言をさせていただければと思います。

まず、これまでの御議論におきましては、各業界の状況を踏まえた制度内容として御検討いただいております。大変感謝をしております。その上で、以前の発言と重複する内容にもなりますけれども、制度の実効性をより高いものとするには、やはり表示制度と併せて、実際に製品を選んで購入される一般の生活者の方とのコミュニケーションというところが重要な要素と考えております。

コミュニケーションの際には、実際にゴールド製品ですとかシルバー製品を選んで購入することで、生活者の方が脱炭素に貢献できるという社会貢献性であったり、そういった利他性の訴求のほかに、生活者の方御自身が直接得られる便益、生活に対してのよい変化みたいなところも訴求できると大きな需要喚起につながりやすいと考えておりますので、制度の実運用の段階で併せて御議論いただくことを期待いたします。

では、もう1名からもう1点お話をさせていただきます。神山さん、お願いいたします。

【ジャパンサステナブルファッションアライアンス】 神山といいます。今の同じ表示

に関することではあるのですが、ゴールドとかシルバーという表示をすることによって生活者にアピールをしていく、これはこれでいいことだと思うのですが、今回のものが脱炭素ということに限定していますので、このラベルの使用上の注意点を明確にしておいてほしいと思います。というのは、脱炭素製品というだけで環境に優しいという表現に変換してしまうと、グリーンウォッシュと必ず言われてしまうと考えます。水の利用とか土地利用とか人権や生物多様性とか、いろいろな項目についての考慮がなされていないためです。

それから、今日の説明にあったように、生活者に対して脱炭素製品が環境に優しいということを認知してもらうことは、それはそれで重要なことと考えます。しかし、アパレル業界としては、染色という製造工程があるために、水をたくさん使っているからけしからん、という指摘を受けているので、脱炭素だけでは、環境に優しいということはけしからん、となりかねません。そのため、アパレルで、このラベルをアピールするときは非常に慎重にやらないといけないなということを今実感としてみんなで協議しているところです。

以上です。

【有村座長】 ありがとうございました。

続きまして、定期航空協会様いらっしゃいますでしょうか。

【定期航空協会】 定期航空協会でございます。本日は御説明いただきまして、ありがとうございます。こちらからは1点コメントさせていただければと思います。

皆様からも御意見、コメントございましたが、インセンティブについてです。今回の主眼が、最終商品、消費者の購買を促すということですが、例えば最終消費者に対して企業、我々で言うと航空会社が、例えばラウンジ利用やマイル付与など、コストや複雑な運用をかけてインセンティブを実施するようなことはあまり本質ではなく、かつ持続性に欠けるのではないかと考えております。

今日、委員の方々からもございましたが、新しい制度や、また御説明いただいた資料にもございましたが、政府や自治体による率先垂範などにより脱炭素製品・サービスの需要喚起につなげていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【有村座長】 ありがとうございました。

続きまして、サステナブル経営推進機構の方いらっしゃいますか。

【サステナブル経営推進機構】 ありがとうございます。御説明いただきまして、あり

がとうございました。サステナブル経営推進機構、S u M P Oの岩下と申します。なるべく早くで4点コメントさせていただければと思います。

まず、委員の方々、委員長を含め皆様から御指摘があったかと思いますが、1つ目がベースラインの設定の重要性に関するコメントになります。L C AとかC F Pをやっていると、やはりベースラインをどういうものにするか、ベースラインの設定によっては、いかようにもと言うと言い過ぎですが、削減はいろんな表現のしようがある。こういう制度の中では公平性が非常に重要になると思いますので、やはりベースラインについて、どんなベースラインだったら使って良いですよとか、そういったところも今後の議論や試行の中で検討いただけるとありがたいなと思いました。

例えば4年前のデータと比べるというときに、データベースのバージョンが違ったりするとします。そうすると、データのぶれというのは、本当の削減努力に起因しない部分で数字が変わるということは大いに考えられますし、逆にデータベースのバージョンが新しくなると数字が高くなるというケースもあり得ることですので、そうした2次データベースの考え方や、あとは電力証書をどう扱うかなど、そういったところでも数字が大きくぶれ得る要素かと思いますが、どういう条件であれば比較して良いかというルールは決まっていけるほうが方向性としてはよろしいのかなと感じます。

2点目が、伊坪委員よりもコメントがありましたが、1 4 0 6 7の準拠を制度上どう位置づけるかです。伊坪先生から御説明がありましており、バイオジェニックカーボン、生物由来炭素の扱いについてだったり、あとは航空輸送由来のC O₂とか土地利用変化のC O₂とか、細分化して評価、開示しなきゃいけないとか、そういうのも付随している国際規格だと理解しています。

この規格に縛られ過ぎると、先ほどから全体の方向性としてある「簡易的にやっ払いこ」という方向性と相反する部分も出てきたりもするかなと思います。いずれにしても本当に1 4 0 6 7がどこまで要求しているのかというのを、C F Pガイドラインのみならず、原文も確認しながら、本当にこの1 4 0 6 7に準拠してやっていくのか、というところも進める中での検討要素かなと思います。

3点目、検証の有無。比較を主張していくとなると、検証があるのが望ましいというのが、国外の動向です。伊坪先生からも御紹介がありましたけれども、国外の動向を踏まえ

ると、この制度は国内向けだとしても、無視はできない動向かなと思いますので、検証をどう位置づけるかも、もう一つ検討の要素かなと思います。

最後、もう1点目が、有村委員長、西尾先生含めて皆様からコメントがありましたけれども、既存の民間の制度が多々ある中での既存の制度との整合です。E P Dプログラムだったり、既に製品の環境情報の開示のスキームがございますので、そういったところとの整合をぜひ図っていただきたいと思います。また、この制度の簡易化というのは私たちも非常に賛成で、簡易算定用のツールをつくるなど、非常に有益でありがたいことだなと思いつつ、既存の制度で既にしっかりとL C A、C F Pを計算している方々が損をするような制度であると残念かなと思いますので、既存の制度との整合を見ながら、簡略化と言っても、何をもって簡略とするか等、どこまでの簡易さを許容するか、そういう議論もいただけるとありがたいかなと思います。

以上です。

【有村座長】 ありがとうございます。それでは、各オブザーバーからの発言を踏まえて、事務局より御回答をお願いしたいと思います。

【小野室長】 様々なコメントありがとうございます。皆さんからいただいているコメントについては、この場での回答が難しいかなと思っておりまして、細かいところの設計につきましては、今後、詳細を我々も検討していく中で、あとモデル実証していく中で、皆さんから改めて御意見を参考にしながら微修正していきたいと思っております。そういった形で進めさせていただければと思っております。

【有村座長】 ありがとうございます。これからまた、いろいろ持ち帰って対応していただくということだと理解しました。

委員の方で、最後に一言御意見があるという方いらっしゃいますでしょうか。もう十分御意見いただいたということでしょうか。

それでは、事務局におかれましては、本日の議論を踏まえて、実際の運用に向けた検討を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。時間もまだあるんですけども、本日のところはこれで終了させていただきたいと思います。

それでは、今後の予定等について事務局から御説明お願いいたします。

【小野室長】 ありがとうございます。本日の議事録につきましては、事務局で作成の上、委員及びオブザーバーの皆様に御確認いただきました後に、環境省ホームページに掲

載させていただきます。また、本検討会のユーチューブ配信用のアーカイブ動画につきましては、会議終了後に議事録公開までウェブ公開で配信予定でございます。

事務局からは以上でございます。

【有村座長】 ありがとうございました。

それでは、これにて閉会いたします。本日はお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

— 了 —